

多くの人が利用する公共の場のため、下記の広告掲載基準を設定しております

掲載不可業種：公営を含むギャンブル、風俗、消費者金融、ノンバンク系キャッシング、興信所、宗教法人、政党・政治団体・政治家による政治活動、タバコ、探偵事務所

○**広告が下記に該当もしくは、不適切と判断した場合にはご利用をお断りさせていただくことがありますので予めご了承ください。**

◆ 法律、規制について

- ・ 広告に関する条例等関係諸法規、また国際法規に違反しているもの、または信義を損なうもの。／・各業種、業界において定める公正競争規約や自主規制などに違反しているもの。
- ・ 企業間または法廷にて係争中の問題を含んだもの。

◆ ビジュアル・表現に関して

- ・ 内容が公序良俗に反し、公共空間の品位や美観を損ない、環境を悪化させるもの。／・広告の責任の所在や実態、内容が明確でないもの。／・射幸心を煽る表現によるギャンブルのPRを行ったもの
- ・ 根拠のない最大級の表現（誇大広告）であったり故意に誤認を誘う表現（不当表示）のあるもの。／・効果効能の約束、確定していない具体的金額の表示などが裏付けなく表記されたもの。
- ・ 暴力や犯罪を肯定、示唆、助長、美化し社会秩序を乱す恐れのあるもの。／・醜悪、残虐、猟奇的な表現などにより不快感や恐怖心を起こさせるもの。
- ・ 人種、民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、病気、職業、境遇、思想信条などで不当に差別するもの。／・保護の対象となる特定個人の情報を記載したもの。
- ・ 特定の政党、思想団体、宗教・宗派、意見の広告、並びにそれを擁護し中立の立場を欠くと判断されるもの。／・過激な性表現、セクシャルハラスメントにあたるもの、またそのように想起させるもの。
- ・ 誹謗中傷、人権侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害などにより基本的人権を損なうもの。／・児童、及び青少年の保護の視点から健全な育成を妨げるもの。

◆ その他

- ・ 通行者及び通行車両などに混乱、危険を及ぼす可能性がある場合。／・関係省庁から中止命令が出たもの。／・広告掲載に関する申請・各書類に偽りの記載があったもの。
- ・ 使用規則、管理者の指示に従わない場合。／・申込者または使用者が、暴力団等を含む反社会的勢力に該当すること、または反社会勢力との関係を有していることが判明した場合。
- ・ 事前審査が指定スケジュールで行われない場合。
- ・ 結婚相手紹介サービス業などは、結婚相手紹介サービス協会加盟会社、日本ライフデザインカウンセラー協会加盟会社に限り認める。

◆ アルコール飲料等掲載に関する判断基準

・ アルコール飲料

①未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 例）「お酒は20歳を過ぎてから」等

②飲酒を誘発するような表現の禁止。 例）お酒を飲んでいる、または飲もうとしている姿等

【NG】

・ アルコールに口を付けているもの

・ アルコール商品（缶、グラス）を手を持っているもの

【OK】

・ アルコール商品（缶、グラス）と人物（手に持っていない）

・ アルコール商品のみ

◆ QRコード掲載に関する留意事項

- ・ 携帯電話の利用に関する注意事項を記載すること 例）『「携帯電話のご利用マナー」ご利用下さい』等
- ・ 過度に多用しないこと
- ・ QRコード限定の情報等がある場合は個別協議を行うこと。